

7. 在日米軍再編

1 在日米軍再編の経緯

米国は、新たな安全保障環境に対応するため、軍の変革（トランスフォーメーション）を進め、特に、平成13年の9、11同時多発テロによる国際情勢の劇的な変化を受けて、軍の変革の動きと戦略の見直しを進展させてきた。また、その一環として、同盟国などとの緊密な連携の下、世界規模での軍事態勢の見直しを進めてきた。

そして、日米両国は、兵力態勢の再編を含む安全保障面での日米同盟の将来に関する日米協議に取り組んできた。

日米両国は、平成14年12月の日米安全保障協議委員会（SCC、いわゆる「2+2」、以下この節において「SCC」）において、第1段階の共通戦略目標が確認された。また、第2段階の日米の役割・任務・能力とともに、第3段階の兵力の態勢の再編について集中的に協議を行うこととされた。

平成17年2月19日のSCCにおいて、共同文書「未来のための変革と再編」（いわゆる中間報告）が取りまとめられ、第2段階の日米の役割・任務・能力の具体的な方向性とともに、在日米軍及び関連する自衛隊の態勢についての具体的な方向性が示された。

在沖米軍に関しては、普天間飛行場の県内移設、第3海兵機動展開部隊司令部のグアム移転等が示された。

そして、平成18年5月1日のSCCにおいて、それまでの一連の成果として「再編実施のための日米のロードマップ」（いわゆる最終報告）という形で、第3段階の兵力態勢の再編の最終的なとりまとめがなされ、具体的な施策を実施するための詳細が示された。

在沖米軍に関しては、普天間飛行場の県内移設、在沖海兵隊司令部や支援部隊の約8千人の海兵隊将校及び兵員等のグアム移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域のさらなる整理・統合・縮小等が示された。

なお、平成19年5月1日のSCCでは、1年前に合意された「再編実施のための日米のロードマップ」を着実に実施していくことの再確認と進展の評価、確認などが行われた。

2 在日米軍再編に対する県の対応

平成17年3月、当時の稲嶺知事が訪米し、ライス国務長官をはじめ米国政府高官等に対し、米軍基地問題の解決を強く求める県民の意向や本県の実情を伝え、理解と協力を求めた。

その際、①海兵隊の県外移転、②嘉手納飛行場の運用改善、③陸軍複合射撃訓練場の建設中止、④日米地位協定の抜本的見直しの4項目を基本的考え方として提示し、米軍再編の中での基地負担の軽減を要請した。また、訪米に先立って、小泉総理大臣をはじめ関係大臣に対しても要請した。

平成18年5月11日、当時の稲嶺知事は防衛庁長官との間で、「在沖米軍再編に係る基本確認書」を締結した。

その内容は、

- 1 政府と沖縄県は、在沖米軍の再編の実施に当たっては、戦後61年の長期にわたる過重な基地負担に苦しんだ沖縄県民の苦勞に鑑み、日本の安全及びアジア太平洋地域における

平和と安定に寄与する在日米軍の抑止力の維持と沖縄の負担軽減が両立する方向で対応することに合意する。

- 2 防衛庁と沖縄県は、平成18年5月1日に日米安全保障協議委員会において承認された政府案を基本として、①普天間飛行場の危険性の除去、②周辺住民の生活の安全、③自然環境の保全、④同事業の実行可能性一に留意して、対応することに同意する。
- 3 今後、防衛庁、沖縄県、名護市及び関係地方公共団体は、この確認書をもとに、普天間飛行場代替施設の建設計画について誠意をもって継続的に協議するものとする。
- 4 政府は、在日米軍再編の日米合意を実施するための閣議決定を行う際には、平成11年12月28日の「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（閣議決定）を踏まえ、沖縄県、名護市及び関係地方公共団体と事前にその内容について、協議することに合意する。
- 5 政府は、沖縄県及び渉外知事会が、日米地位協定の見直しを要求していることを踏まえ、一層の運用の改善等、対応を検討する。

となっている。

平成18年5月30日、政府は、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」を閣議決定した。その内容は、在沖海兵隊のグアム移転を早期に実現することが示された一方で、沖縄県の移設条件や名護市の受入条件、地域振興などが明記され、地元の意向が反映されていた平成11年12月28日の「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（閣議決定）の廃止などとなっている。

「再編実施のための日米のロードマップ」では、普天間飛行場の県内移設、在沖海兵隊司令部や支援部隊の約8千人の海兵隊将校及び兵員等のグアム移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域のさらなる整理・統合・縮小、キャンプ・ハンセン及び嘉手納飛行場の自衛隊との共同使用、嘉手納飛行場からの一部訓練の移転等が示されている。

県は、在沖海兵隊司令部を含む約8千人のグアムへの移転及びそれに関連する嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、将来の沖縄の米軍基地のあり方に大きな影響を与えるとともに、沖縄の振興発展の将来を左右する大きな転機になることから、確実な実施を日米両政府に求めている。

特に、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、地元の意向を反映させ、計画的に実施される必要がある。

また、沖縄に残る施設・区域の整理・統合・縮小のための詳細な計画の作成及び自衛隊の共同使用等について、地元に対し十分な情報提供を行い、関係自治体の意見を聴取し、その意向を踏まえて米側と協議を進めるとともに、施設・区域の返還に伴う跡地利用への支援及び駐留軍従業員の雇用の確保についても、現行の枠組みの継続はもちろんのこと、新たな制度の創設も含めきめ細やかな対応することを求めている。

3 ロードマップ（沖縄県関連）の内容と進捗状況

(1) 普天間飛行場代替施設関連

ロードマップ（沖縄県関連抜粋）	進捗状況
<p>1. 沖縄における再編</p> <p>(a) 普天間飛行場代替施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結び形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは護岸を除いて1800メートルとなる。 この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。 ● 合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。 ● 普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目標とされる。 ● 普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。 ● 普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて、行われる。 ● 民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。 ● 普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとなる。 ● 米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年4月24日から国は、キャンプ・シュワブ周辺海域において現況調査のための現場確認作業実施 ○ 平成19年5月18日から国は、現況調査に必要な機器を設置し、順次調査開始 ○ 平成19年8月7日に国は、環境影響評価方法書（以下「方法書」）を沖縄県、名護市及び宜野座村へ送付 ○ 平成19年8月14日から9月13日まで国は方法書を公告・縦覧 ○ 平成19年10月22日に国は、方法書に対する住民等からの意見の概要を沖縄県、名護市及び宜野座村へ送付 ○ 平成19年11月7日第4回協議会開催 ○ 平成19年12月12日第5回協議会開催 ○ 平成19年12月21日、方法書に対する知事意見（飛行場部分）を沖縄防衛局に提出 ○ 平成20年1月21日、方法書に対する知事意見（埋立部分）を沖縄防衛局に提出 ○ 平成20年2月5日、国は県に方法書の追加・修正資料を提出 ○ 平成20年2月7日第6回協議会開催 ○ 平成20年3月4日、県は国に方法書の追加・修正資料に対する県の意見を提出 ○ 平成20年3月14日、国は方法書を確定 ○ 平成20年3月15日、国は環境影響評価（アセスメント）調査に着手した。

(2) 海兵隊グアム移転関連

ロードマップ（沖縄県関連抜粋）	進捗状況
<p>(b) 兵力削減とグアムへの移転</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 約8000名の第3海兵機動展開部隊の要因と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連帯司令部を含む。 ● 対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。 ● 沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。 ● 第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドル（2008米会計年度の価格）を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008米会計年度の価格で算定して、財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルから成る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年5月23日、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法が成立し、国際協力銀行（JBIC）による出資、融資などの支援が可能となった。（法施行は平成19年8月29日） ○ 平成21年2月17日、日米両政府は、「第3海兵機動展開部隊の要因及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」を締結

豆知識

【在沖海兵隊基地司令部の組織G-1、G-5とは？】

（出典：沖縄防衛局広報誌）

在米海兵隊基地司令部の組織は、G-1（人事部）、G-3（計画及び運用部）、G-4（兵站部）、G-5（外交政策部）及びG-6（通信情報システム部）の5つの部署が置かれています。

なお、「G」とは「General Staff」のことで、将軍直轄のスタッフを意味しています。

(3) 土地の返還及び施設の共同使用

ロードマップ（沖縄県関連抜粋）	進捗状況
<p>(c) 土地の返還及び施設の共同使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。 ● 双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。 <ul style="list-style-type: none"> ○ キャンプ桑江：全面返還 ○ キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合 ○ 普天間飛行場：全面返還 ○ 牧港補給地区：全面返還 ○ 那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設） ● 返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。 ● SACO最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、SACOによる移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年3月までに作成するとしていた統合のための詳細な計画はまだ作成されていない。国によると米側と調整中とのこと。

(4) 施設の共同使用

ロードマップ（沖縄県関連抜粋）	進捗状況
<p>(c) 土地の返還及び施設の共同使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。施設整備を必要としない共同使用は、2006年から可能となる。 ● 航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍と共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年8月7日に国（防衛施設庁）が、キャンプ・ハンセン共同使用について「キャンプ・ハンセンに関する三町村連絡協議会」と県に対し説明 ○ 平成19年11月13日に金武町長、宜野座村長、恩納村長がキャンプ・ハンセン共同使用について受入を表明した。 ○ 平成20年2月7日にキャンプ・ハンセン共同使用について日米合同委員会で合意された。 ○ 平成20年3月17日及び18日に、初のキャンプ・ハンセン共同使用による陸上自衛隊の訓練が実施された。

(5) ミサイル防衛

ロードマップ（沖縄県関連抜粋）	進捗状況
<p>5. ミサイル防衛</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 米軍のパトリオットPAC-3能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嘉手納飛行場、嘉手納弾薬庫にPAC-3が配備された。 ・平成18年10月2日～13日 ミサイル本体を含む器材搬入 ・平成18年11月30日 PAC-3部隊任務開式

(6) 訓練移転

ロードマップ（沖縄県関連抜粋）	進捗状況
<p>6. 訓練移転</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。 ● 当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊移設から行われる移設訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。 ● 日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。 ● 移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。 ● 一般に、共同訓練は、1回につき1～5機の航空機が1～7日間参加するものから始め、いずれ、6～12機の航空機が8～14日間参加するものへと発展させる。 ● 共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。 ● 日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年1月31日に、平成19年度の訓練移転に関する計画が発表された。 ・タイプⅠ訓練を19年度内に計12回程度実施する。 ・タイプⅡ訓練を19年度内に計3回程度実施する。 ・タイプⅠ訓練：1回につき1～5機の米軍機が1～7日間参加する訓練 ・タイプⅡ訓練：1回につき6～12機の米軍機が8～14日間参加する。 <p><実施状況></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成19年3月5～8日に築城基地において嘉手納飛行場からの移転訓練実施（タイプⅠ） ② 平成19年5月16～23日（土日除く）に小松基地において嘉手納飛行場から移転訓練実施（タイプⅠ） ③ 平成19年7月16～21日（土日除く）に三沢基地において嘉手納飛行場から移転訓練実施（タイプⅠ） ④ 平成19年9月3日～5日に新田原基地において嘉手納飛行場から移転訓練実施（タイプⅠ）

※（中止） 平成19年11月5
～16日に小松基地において嘉
手納飛行場から移転訓練（タイ
プⅡ）が予定されていたが中
止となった。

参考

（d）再編案間の関係

- 全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついている。
- 特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第3海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了に懸かっている。
- 沖縄からグアムへの第3海兵機動展開部隊の移転は、（1）普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、（2）グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている。

4 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法

政府は、平成18年5月に日米間でとりまとめられた「再編実施のための日米のロードマップ」を確実に実施することが重要との観点から、平成19年2月9日、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案」（再編特措法）を閣議決定し、通常国会に提出した。同法案は、同年5月23日に可決、成立し、同年8月29日に施行された。

同法の概要は以下のとおり。

（1）目的

この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることにかんがみ、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための国際協力銀行の業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特例等を定め、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

（2）再編交付金

ア 再編関連特定防衛施設の指定

防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であって、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。

- （ア） 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置されること。

- (イ) 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること。

イ 再編関連特定周辺市町村の指定

防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村（政令で定める範囲内のものに限る。）について、前記ア（ア）及び（イ）に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業（公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であつて、政令で定めるものをいう。）を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認められるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

ウ 再編交付金

国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

(3) 国際協力銀行の業務の特例

ア 国際協力銀行は、国際協力銀行法第一条及び第二十三条の規定にかかわらず、前記（１）の目的を達成するため、次に掲げる業務（以下「駐留軍再編促進金融業務」という。）を行うことができる。

(ア) 駐留軍移転促進事業（駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において実施される事業で駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要なものとして政令で定めるものをいう。）に係る資金の貸付け、当該資金に係る金融機関（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）に規定する銀行その他政令で定めるものに限る。）の貸付債権の譲受け、当該資金に係る債務の保証、当該資金を調達するために発行された債券の取得又は当該債券に係る債務の保証を行うこと。

(イ) 駐留軍移転促進事業に係る資金の出資をすること。

(ウ) これらの業務に関連して必要な調査を行うこと。

(エ) これらの業務に附帯する業務を行うこと。

イ 国際協力銀行法第二十五条第一項及び第二項の規定は、駐留軍再編促進金融業務については、適用しないこと。

(4) 駐留軍等労働者に係る措置

国は、駐留軍等の再編に当たっては、駐留軍等労働者（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成十一年法律第二百十七号）第三条に規定する駐留軍等労働者をいう。）について、その雇用の継続に資するよう、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じた技能教育訓練その他の適切な措置を構するものとする。

-
- ※ 国際協力銀行法第1条「国際協力銀行は、一般の金融機関と競争しないことを旨としつつ、我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付け等並びに開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付け等を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。」
 - ※ 国際協力銀行法第23条には、同法第1条に掲げる目的を達成するため、我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するため、国際協力銀行が行う国際金融等業務が定められている。
 - ※ 国際協力銀行法第25条第1項「国際協力銀行は、資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公債等の取得、債務の保証又は出資（以下「資金の貸付け等」という。）について、一般の金融機関が行う資金の貸付け等を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならない。」
 - ※ 国際協力銀行法第25条第2項「国際協力銀行は、一般の金融機関が通常の場合により資金の貸付け等を行うことが困難と認められる場合に限り、資金の貸付け等を行うことができる。」

資料：沖縄の米軍基地（沖縄県知事公室基地対策課）

豆知識

【米軍（陸軍、海軍、空軍、海兵隊）は、いつ頃できたのですか？】

陸軍、海軍、海兵隊は、いずれもアメリカ独立戦争（1775年4月～1783年9月）中の1775年に設立されており、それぞれの設立月日は、陸軍が6月14日、海軍が10月13日、海兵隊が11月10日となっています。

空軍は、他の三軍と比べて歴史が浅く、1947年7月26日、国家安全保障法が成立し空軍省が、同年9月18日に米空軍が創立されています。